（証券コード8411）

平成22年５月31日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目５番１号
株式会社みずほフィナンシャルグループ
取締役社長　塚　本　隆　史

第８期定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第８期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（５～11頁）をご検討くださいまして、**「議決権行使についてのご案内」（３～４頁）をご高覧のうえ、平成22年６月21日（月曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

【書面による議決権の行使】
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただく方法
【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使】
当社指定の議決権行使サイト（http://www.it-soukai.com/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議決権を行使していただく方法

敬　具

記

１．日　時　　平成22年６月22日（火曜日）午前10時
２．場　所　　東京都千代田区丸の内三丁目５番１号
東京国際フォーラム　ホールＡ

３．目的事項

報告事項　　第８期（平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

〈会社提案（第１号議案から第３号議案まで）〉

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役３名選任の件

第３号議案　監査役２名選任の件

〈株主提案（第４号議案及び第５号議案）〉

第４号議案　定款の変更（廉価ＭＢＯへの融資の禁止）

第５号議案　定款の変更の件（役員報酬の個別開示）

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方１名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、ご出席することができます。

◎株主総会参考書類、添付書類及び【ご参考】に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/stock/meeting.html）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

当社では、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使していただくことができますので、ご案内申し上げます。

【書面による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年６月21日（月曜日）午後５時までに到着するようご郵送くださいますようお願い申し上げます。なお、議案に対して賛否の表示がない場合、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取扱いいたします。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使】

１．インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、平成22年６月21日（月曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

(1)インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト〔下記２.(1)をご参照ください。〕をご利用いただくことによってのみ可能です。

(2)インターネットにより議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の**「議決権行使コード」**及び**「パスワード」**が必要となります。
なお、**「議決権行使コード」**及び**「パスワード」**は、株主総会の都度新しいコードをご通知いたします。

(3)書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

(4)インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

(5)インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主さまのご負担となります。

２．インターネットによる議決権行使の具体的方法

(1)http://www.it-soukai.com/又はhttps://daiko.mizuho-tb.co.jp/にアクセスしてください。
なお、行使期間中の午前３時から午前５時までの間は、上記ＵＲＬにアクセスすることはできませんのでご了承ください。
※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることが可能です。なお、操作方法の詳細はお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(2)**「議決権行使コード」**及び**「パスワード」**を入力し、「ログイン」ボタンを押してください。

(3)画面の案内に従い、議決権を行使してください。

３．ご利用環境

(1)パソコンをご利用の場合

◎パソコン	Windows®機種 （ＰＤＡ、ゲーム機には対応しておりません。）
◎ブラウザ	Microsoft® Internet Explorer5.5以上
◎インターネット環境	プロバイダーとの契約などインターネットが利用できる環境
◎画面解像度	1024×768以上をご推奨いたします。

(2)携帯電話をご利用の場合

◎携帯電話	128bitSSL通信（暗号化）が可能な機種であること。 「iモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」のいずれかのサービスが利用できること。（一部ご利用いただけない機種がございます。）

＊Microsoft、Windowsは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

＊「iモード」は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの登録商標です。

＊「EZweb」は、ＫＤＤＩ株式会社の登録商標です。

＊「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の登録商標又は商標です。

＊「ＱＲコード®」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

４．セキュリティについて

行使された情報の漏洩・改竄がないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主さまご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主さまのパスワードをお問い合わせすることはございません。

５．インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
電話番号　０１２０－７６８－５２４（フリーダイヤル）
受付時間　９：００ ～ ２１：００（土日休日を除く）

【機関投資家の皆さまへ】

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞

第１号議案から第３号議案までは、会社提案によるものであります。

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、「規律ある資本政策」として、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」を推進しておりますが、自己資本をめぐるグローバルな議論や経済・市場動向の不確実性を考慮し、「安定的な自己資本の充実」に力点を置いた運営を行っております。

こうした方針のもと、当事業年度末における剰余金の配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、その他の剰余金の処分はございません。

１．配当財産の種類

金銭

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式につきましては、１株当たり８円（前事業年度に比べ２円減少）とさせていただくものであります。

また、各種優先株式につきましては、それぞれ所定の配当金とさせていただくものであります。

	１株当たりの配当金額	配当金の総額
普通株式	８円	123,880,004,776円
第十一回第十一種優先株式	20円	9,985,620,000円
第十三回第十三種優先株式	30円	1,100,700,000円
合計	－	134,966,324,776円

３．剰余金の配当が効力を生ずる日

平成２２年６月２２日

第２号議案　取締役３名選任の件

取締役塚本 隆史氏は本総会終結の時をもって任期が満了し、小崎 哲資氏はさきに取締役を辞任され、前田 晃伸氏は今般、取締役を辞任されます。これに伴い、取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
1	つかもと　たかし 塚　本　隆　史 （昭和25年８月２日生）	昭和49年４月　株式会社第一勧業銀行入行 平成14年４月　株式会社みずほコーポレート銀行執行役員人事部長 平成15年３月　当社常務執行役員リスク管理グループ長兼人事グループ長兼人材開発室長 平成16年２月　同 常務執行役員リスク管理グループ長兼人事グループ長 平成16年４月　株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員欧州地域統括役員 平成18年３月　同 常務取締役企画グループ統括役員兼財務・主計グループ統括役員 平成19年４月　同 取締役副頭取 平成20年４月　当社副社長執行役員財務・主計グループ長 同 年　同 月　株式会社みずほフィナンシャルストラテジー取締役社長（平成21年４月まで） 平成20年６月　当社取締役副社長財務・主計グループ長 平成21年４月　同 取締役社長人事グループ長 平成22年４月　同 取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） なし	普通株式 72,140株
2	おおにし　　せつ 大　西　　節 （昭和30年12月４日生）	昭和53年４月　株式会社日本興業銀行入行 平成17年４月　株式会社みずほコーポレート銀行執行役員営業第十四部長 平成19年４月　同 常務執行役員グローバルシンジケーションユニット統括役員兼グローバルプロダクツユニット統括役員 平成22年４月　当社副社長執行役員内部監査部門長（現任） （重要な兼職の状況） なし	普通株式 147,440株

候補者の番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
3	なかの　たけお 中野　武夫 （昭和31年６月28日生）	昭和55年４月　株式会社富士銀行入行 平成16年４月　株式会社みずほコーポレート銀行財務・主計グループ統括役員付シニアコーポレートオフィサー 平成19年４月　株式会社みずほ銀行執行役員小舟町支店長 平成21年４月　当社常務執行役員リスク管理グループ長兼コンプライアンス統括グループ長兼財務・主計グループ担当 平成22年４月　同 常務執行役員財務・主計グループ長（現任） 同 年　同 月　株式会社みずほフィナンシャルストラテジー取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー 取締役社長	普通株式 62,000株

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役関 正弘氏は、本総会終結の時をもって任期が満了し、宗岡 恒雄氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任されます。これに伴い、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者の番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位	所有する当社の株式の数
1	はいもと　しゅうぞう 灰本 周三 （昭和29年６月27日生）	昭和53年４月 株式会社日本興業銀行入行 平成15年４月 当社人事部長 平成18年３月　同 執行役員人事部長 平成19年４月 株式会社みずほ銀行常務取締役 平成22年４月　同 理事（現任） （重要な兼職の状況） なし	普通株式 142,000株
2	せき　　まさひろ 関　　正弘 （昭和９年９月11日生）	昭和34年４月 デロイト・ハスキンズ・アンド・セルズ会計士事務所（東京）入所 昭和62年６月　同 東京事務所総代表 平成２年２月 監査法人トーマツ国際担当専務代表社員 平成９年６月 日本公認会計士協会主任研究員 平成12年10月 国際大学大学院客員教授 平成13年４月　同 大学院教授（平成16年３月まで） 平成14年６月 ＮＰＯ法人国際会計教育協会会長（平成18年６月まで） 平成16年４月 関公認会計士事務所開業 平成18年６月 ＮＰＯ法人国際会計教育協会最高顧問（現任） 平成18年６月 当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 関公認会計士事務所	普通株式 1,000株

（注）１．監査役候補者灰本周三氏には、株式会社みずほ銀行理事を退任のうえ、本総会終結後直ちに就任する旨の承諾を得ております。
２．関正弘氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。
３．社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性及び社外監査役との責任限定契約について
(1) 社外監査役候補者の選任理由及び独立性について
関正弘氏につきましては、公認会計士の職務経験を通じて培った同氏の高い専門性を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの水準維持、向上に貢献していただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は社外監査役としての職歴以外で会社経営に関与したことはありませんが、同氏の高い専門性により、当社の監査を適切に遂行できるものと考えております。なお、同氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。
(2) 社外監査役との責任限定契約について
社外監査役候補者である関正弘氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は、事業報告「３．社外役員に関する事項」における「(3)責任限定契約」に記載のとおりであります。

＜株主提案（第４号議案及び第５号議案）＞

第４号議案及び第５号議案は、株主からのご提案によるものであります。
なお、提案株主（１名）の議決権の数は、３００個であります。

第４号議案　定款の変更（廉価ＭＢＯへの融資の禁止）

〇提案の内容

定款に次の条文を加える。

以下のいずれかに該当するＭＢＯに対しては、融資をしてはならない。

①　一株純資産（清算価値が明らかな場合は清算価値）を下回る場合

②　過去複数年間の平均価格を下回る場合

〇提案の理由

ＭＢＯは、会社の経営者が株主から株式を強制収用する取引であり、株主の利益を代表する取締役が買手ともなる利益相反構造にある。このため、不正が行われやすく、シャルレでは、役員が価格を引き下げている。また、レックスＨＤやサンスターでも公正価格より安く強制収用されていることが最高裁決定で判明している。一株純資産（清算価値）を下回れないことは理論上当然であるし、過去の平均価格以下での収用は株主の期待権を奪うものであり、不当であることが、客観的に明らかである。このようなＭＢＯに加担することは、当社の信用ひいては企業価値を低下させる。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

当社は、銀行法第５２条の２１第１項及び当社定款第２条に定めるとおり、銀行持株会社として子会社の経営管理その他附帯する業務のみを行っており、融資業務を行うことはできません。

また、当社グループの傘下銀行等において融資を行うに際しては、総合金融グループとして担う高い公共性と社会的使命を常に自覚し、一律の定型化した基準のみで可否を判断するのではなく、その資金使途、返済原資・返済方法、融資金額、保全（担保・保証）、その他の条件について、十分な検討を行ったうえで、総合的に判断することとしております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第５号議案　定款の変更の件（役員報酬の個別開示）

〇提案の内容

定款に次の条文を加える。

事業年度毎の取締役および監査役の報酬・賞与額については、一億円を上回るか否かに関わらず、個々の取締役および監査役毎にその金額を、当該事業年度の株主総会の招集通知に添付する参考書類に記載して開示する。

〇提案の理由

株主から経営を任されている役員の報酬の額を株主に知らせることは、役員の株主に対する責務である。当社が役員の報酬を率先して株主に開示することは、透明性のある企業、情報開示に熱心な企業として、当社の国際的信用を高め、株主の負託にこたえ企業価値を増大させるものである。

なお、ソニーにおいても、平成１９年に同様の提案がなされており、４４．３％の賛成を得ている。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

当社は、取締役及び監査役の報酬について、取締役は取締役会の決議に基づき、監査役は監査役間の協議により、株主総会にてご決議いただいております所定の限度額内で、社会・経済情勢等、諸般の事情を十分かつ慎重に勘案したうえで、厳正な運営を行っております。その過程では、社外取締役を構成員に含めた報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置し、社外取締役からもご意見を頂戴するなど、報酬に対する透明性・客観性を確保しております。

また、開示にあたりましては、取締役及び監査役別の報酬等の総額及び支給人数について、法令に則り、従来より事業報告において適正に開示しております。

このように、役員報酬の決定手続及び開示は適切に行われており、株主さまの利益を害するおそれはありません。

当社としては、企業情報の開示に関する一般的な動向を踏まえ、今後とも適切な開示に努めてまいります。

したがって、定款上、本議案のような報酬の個人別の開示規定を設けることは、不要と考えます。

以　上

第８期定時株主総会会場のご案内

会　　場　東京都千代田区丸の内三丁目５番１号

東京国際フォーラム　ホールＡ

電話番号　03-5221-9000

もよりの駅：ＪＲ線　有楽町駅より徒歩１分

東京駅より徒歩５分

（京葉線東京駅とＢ１Ｆ地下コンコースにて連絡）

地下鉄　有楽町線有楽町駅と

Ｂ１Ｆ地下コンコースにて連絡

〔会場付近略図〕

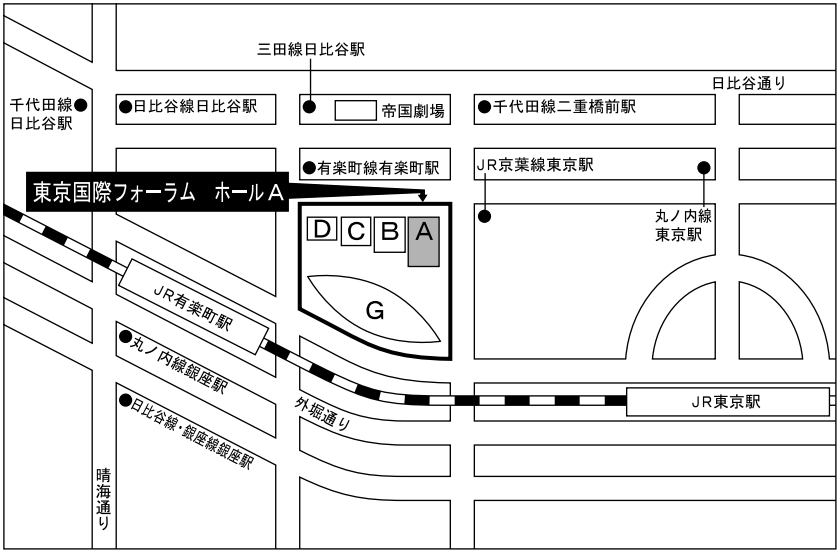

お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。